

環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業実施要綱

(制定) 令和4年11月4日付4環改化第528号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）の給油所（以下「ガソリンスタンド」という。）における固定式StageⅡの導入に対して、その経費の一部を補助し普及促進を図ることで、揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制とガソリンの節減に資する環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 固定式StageⅡ 給油時に自動車の給油口から大気中に放出される燃料蒸発ガス（ガソリンベーパー）を吸引し貯蔵タンクへ回収するための構造を備えた計量機であって、給油施設の敷地に固定して備え付けられたものをいう。
- 2 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協働組合並びに個人事業主をいう。

第3 本事業の内容

1 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者であって、3の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

- (1) 中小企業者等であること。
- (2) 補助対象機器（補助金の交付対象となる機器をいう。以下同じ。）の導入に係る経費について、国その他の団体（区市町村を除く。）から補助金等の交付を受けていない者であること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同

じ。)

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

エ 法令に基づく必要な許可の取得又は、届出がなされていない者

オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(4) 補助対象事業の完了後、東京都（以下「都」という。）が実施する固定式 Stage II の普及促進に資するための調査に協力できること。

2 補助対象機器

補助対象機器は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に基づき登録された都内のガソリンスタンドに導入されること。

(2) 燃料蒸発ガスを95%以上回収する性能を有する固定式 Stage II であること。

(3) 補助対象事業者がその所有権を有すること。

(4) 未使用品であること。

3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象事業者が、都内で所有し、又は使用するガソリンスタンドにおいて、補助対象機器を令和4年10月7日以降に導入する事業とする。

4 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象機器1台ごとにその購入、運搬、調整、据付け等に要する費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

5 補助金の交付額

(1) 補助金の交付額（以下単に「交付額」という。）は、補助対象経費の2分の1とする（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。ただし、補助対象機器1台ごとに200万円を上限とする。

(2) 1つの補助対象事業において複数の補助対象機器を導入する場合にあっては、当該機器1台ごとの交付額相当額の合計額をもって、補助対象事業の交付額とする。

第4 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が補助対象者に対して補助をするために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第5 予算措置

都は、次の各項に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 1 公社は、補助金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度までとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。